

議案第 40 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、  
次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを  
議会に報告し、承認を求める。

専決第 3 号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について

令和 6 年 6 月 5 日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 楠林 力也

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和6年3月30日

山都町長職務代理者

山都町副町長 楠林 力也

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 30 日

山都町長職務代理者山都町副町長

橋林 力也

山都町条例第 19 号

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険税条例（平成 17 年山都町条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第 22 条第 1 項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第 2 号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第 3 号中「53万5,000円」を「54万5千円」に改める。

第 22 条の 4 中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

山都町国民健康保険税条例(平成17年条例第52号)新旧対照表

現行	改正後
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(低所得者の国民健康保険税の減額)	(低所得者の国民健康保険税の減額)
第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、 <u>65万円</u> )、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> )並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、 <u>17万円</u> )の合算額とする。	第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、 <u>65万円</u> )、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> )並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、 <u>17万円</u> )の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数

に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)

ア～オ 略

(出産被保険者の国民健康保険税の減額)

第22条の4 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

4~6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)

ア～オ 略

(出産被保険者の国民健康保険税の減額)

第22条の4 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

4~6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の 軽減判定所得の見直し

資料  
(国民健康保険税)

## 1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引き上げる。

## 2 制度の内容

